

議案第 20 号

天理市行政組織条例の一部改正について

天理市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市民部の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 医療費の助成及び後期高齢者医療に関すること。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。